

# きたそらち農業協同組合

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3カ年間

2. 内 容

**目標1 計画期間内に女性管理職を1名以上増員する（等身大の女性活躍をめざした環境の整備）**

〈対策〉

- 女性が活躍できる職場環境についてアンケートやヒアリングを実施する
- 男女ともにキャリア形成支援による階層別 Off-JT 研修参加への働き掛け
- 女性が管理職を目指す職場づくり、昇格の評価基準や運用等の確認及び見直し

**目標2 育児や介護を行う職員が仕事と家庭を両立させる柔軟な働き方など環境の整備**

〈対策〉

- 育児休業後職場復帰の際に、時短勤務制度の活用
- 子の看護休暇および介護休暇の時間単位による取得の奨励
- 出産や子育てによる退職者についての再雇用環境の整備
- 子育てを行う女性労働者が就業を継続でき、若手女性労働者も将来働き続け、家庭と仕事を両立できるイメージの形成のため、時間外労働削減の取り組み
- 男性職員の育児休業取得の推進

## 女性活躍の現状把握・基礎4項目（令和6年3月現在）

①採用した労働者に占める女性労働者の割合	20.0%
②男女の平均継続勤務年数の差異	+2.6年
③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況	7.2時間/月
④管理職に占める女性労働者の割合	0.0%